

報告第15号

専決処分の報告について((仮称)久喜市立学校給食センター新築(建築)工
事の請負変更契約の締結)

(仮称)久喜市立学校給食センター新築(建築)工事の請負変更契約を締結するこ
とについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙
のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- | | |
|-------------|--|
| 1 契約の目的 | (仮称)久喜市立学校給食センター新築(建築)工事 |
| 2 変更請負金額 | 1,684,078,000円 |
| 3 今回変更による増額 | 2,178,000円 |
| 4 契約の相手方 | 高橋・黒須特定建設工事共同企業体
(代表者)埼玉県久喜市南4丁目3番4号
株式会社高橋組
代表取締役 高橋 崇 剛 |

令和3年7月16日

久喜市長 梅 田 修 一